

令和 7 年度

まちづくり懇談会実施結果報告書（富士見地区）

宇都宮市総合政策部広報広聴課

令和7年度 第3回まちづくり懇談会《富士見地区》実施結果報告書

この実施結果報告書は、まちづくり懇談会《富士見地区》における発言の要旨をまとめたものです。

- 1 開催日時 令和7年8月26日（火）午後6時00分～（1時間程度）
- 2 開催場所 富士見地域コミュニティセンター
- 3 参加者数 35人（市出席者除く）
- 4 市出席者 市長，総合政策部長，広報官，地域まちづくり担当副参事，西市民活動センター所長，生涯学習課長，広報広聴課長
- 5 懇談内容
 - （1）地域代表あいさつ 富士見地域まちづくり推進協議会 会長
 - （2）市長あいさつ・市の取組紹介
 - （3）地域意見

No.	テ ー マ	所管課
1	声がけ・挨拶・目視点検について	生活安心課 高齢福祉課

2	富士見地区放課後学童について	生涯福祉課 学校管理課
3	小学校下校時の警備員の配置について	学校健康課 学校教育課
4	学校の設備及び教師の負担軽減について	学校管理課 学校教育課
5	市街地内の耕作放棄農地による環境悪化について	農業委員会事務局
6	地域内道路の安全確保について	技術監理課 道路保全課
7	県道鶴田宝木線(一部未開通)に直結する市道予定線について	技術監理課
8	防犯カメラの設置について	生活安心課
9	都市計画道路について	都市計画課
10	ゴミの分別収集について	ごみ減量課
11	鶴田町の空き家・空き地対策について	生活安心課

(4) 当日意見

No.	要 望	所管課
1	敬老会の今後の在り方について	高齢福祉課
2	道路の私有地部分について	道路管理課

(5) 市長謝辞

まちづくり懇談会（富士見地区）における意見及び回答の要旨

開催日時：令和7年8月26日（火）午後6時00分～

場所：富士見地域コミュニティセンター

参加者数：35名

◇地域意見

No.	意見の概要	回答の概要
1	声がけ・挨拶・目視点検について ・近隣住民の関係が希薄になる中、声がけや挨拶を交わし、少しでも地域の連帯を高めれば、些細なことでも防犯や防災時の安全向上に繋がるものとする。 ・特に一人暮らしの高齢者に対しては、健康や認知症状などを気に掛けるほか、雨戸の開閉やポストの状態を注意する。 ・防犯の観点から、見知らぬ人と目があったら挨拶することで見ている人がいることをアピールし、子どもを見かけたら周囲に不審者がいないかチェックする。 ・このような取組を市が呼びかけ、市民が意識するような政策をお願いする。 （所管課：生活安心課，高齢福祉課）	【市長】 ・地域における「見守りの目」を増やすことで、犯罪が起きにくい環境をつくりだす「宮を守り隊」の取組を本年8月から開始したところである。 ・協力者には、特別な活動ではなく、日常生活を送りながら見守りを行っていただくものであり、「気軽に」「いつでも」「誰でも」参加しやすい活動となる。 ・70歳以上のひとり暮らし高齢者の方々については、民生委員が訪問調査を、地域での見守りが必要な方に対して民生委員や地域包括支援センター職員が定期的に安否確認を行う「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」を実施している。 ・住民や事業者と連携し、地域における見守りの目を増やし、地域の安全・安心の向上に努めていく。

2	富士見地区放課後学童について ・放課後学童クラブは、毎年登録者が増加し続け、預かりの教室が不足している状況。 ・当初は体育館1階の2室を利用していたが、現在は4か所に分散している。また、利用している図工室のエアコンの設置が間に合わない。 ・一か所で、子ども達が安心安全な活動ができるよう、放課後学童クラブ専用建物の建設等をお願いしたい。 ・建設が難しければ、富士見小学校1階部分への学童クラブ教室の設置など、早急な整備をお願いしたい。 （所管課：生涯学習課，学校管理課）	【市長】 ・富士見小学校は建築基準法により、容積率が60％に制限されている中、現状の建物等で容積率の上限に達しており、敷地内に建てるのが難しい状況である。 ・現在、子どもの家はコミュニティセンター併設の専用スペースや校舎内の会議室等の計4か所で実施しており、現状の登録児童数を踏まえると、必要面積がかなり大きくなってしまったため、1か所への集約は難しい。 ・校舎1階部分の活用については、校舎1階は用途に合わせた特別な機能や設備・器具などを備えている保健室や図工室・理科室などの特別教室が配置されており、再配置には大規模な改修工事を要することから1か所にすることは難しい。 ・子どもの家の実施場所は4か所となっているが、携帯等により各部屋の支援員同士が常時連絡を取り合える体制を構築するほか、入室・退室の手続きを各部屋で行える機器を設置することにより、不要な移動がない策を講じる等、安心・安全な活動ができるよう運営の工夫に努めているところであり更に対応していきたい ・なお、冷暖房がない所で過ごすということは早急に改善していきたい。
---	---	--

3	小学校下校時の警備員の配置について ・富士見小学校において、下校時に17か所の民間学童保育所の送迎車が来校しているが、年々台数が増加し、校内駐車スペースが不足している。 ・下校時の児童の安全確保も必要となり、教職員や地域ボランティアが交通誘導等を行っているほか、引き渡し時に教職員が立ち会っている状況である。 ・教職員の負担軽減や学童の下校時の安全面の向上を図るため、下校時間における警備員の配置を強く要望する。 (所管課：学校健康課，学校教育課)	【市長】 ・子どもたちが安全に下校出来るよう、引き続き、教職員も努めていく。 ・民間学童保育等の増加に伴う対応についても、事業者の協力など新たに取り組んでいく必要があるため、教育委員会と話していきたい。
4	富士見小学校の設備及び教師の負担軽減について ＜学校の設備について＞ ・学校設備（照明など）の故障や、外壁の劣化による割れ、雨漏りなどについて、改修までに時間を要することがあった。 ・施設が老朽化していく中、今後の改修などに対する考えを伺いたい。 ・暫定的にPTAの予算から改修を行うなどの対応も可能か確認したい。 ＜教師の負担軽減について＞ ・担任の先生の負担が大きいと感じる。 ・担任の先生には、学校での生活面や、児童を取り巻く環境面、クラスの雰囲気、モラルなどをよくみてほしいと考える。 ・家庭科、音楽などの専門の教職員を置くことで、負担を減らし、児童と向き合う時間を増やすことはできないか。 (所管課：学校管理課，学校教育課)	【市長】 ＜学校の設備について＞ ・設備の故障や雨漏りなどの改修については、学校からの要望などに基づき、現場確認を行い、優先順位を考慮しながら対応している。 ・現在の校舎は昭和40年代に木造校舎から建て替えたため一斉に古くなっている。 ・老朽化対策については、長寿命化計画に基づき順次、改修等を行っている。 ・改修については、市が負担すべき経費であることから、PTA予算で対応することはできない。 ＜教師の負担軽減について＞ ・教職員の負担軽減については、働き方改革を進める中、子どもたちと向き合う時間も確保し、授業の精度アップに努めている。 ・具体的には、保護者との連絡やサービス関係諸表簿のデジタル化、勤務時間外の自動音声電話対応などにより、業務の効率化を推進している。 ・富士見小学校では、現在、理科と英語の教科担任を配置す

		るとともに、その他の教科においても授業交換等による教科担任制を積極的に推進している。今後、教科担任に係る教員の更なる配置を引き続き国に対して要望していく。 また、本市では、中核市トップレベルの約600人の会任職を配置し、教育活動の充実を図っているところであり、引き続き有効に活用することで、教職員の負担軽減に努めていく。
5	市街地内の耕作放棄農地による環境悪化について ・近隣農地において、数年前までは、春夏秋毎に1～2畝を耕作していたが、2023年春からは耕作が放棄された。 ・そのため、雑草が茂り道路まではみ出し、通行の妨げとなっており非常に危険である。 ・市として、指導・勧告を行ったことはあるが、強制力がないため、無視され、改善されていない状況である。 ・勧告無視、逃げ得を防ぐため、強制力を持った条例の制定等の検討が必要だと考える。 (所管課：農業委員会事務局)	【市長】 ・適正に管理されていない農地の所有者に対し、農地法に基づき管理耕作の文書指導を行い、改善が見られない場合は直接所有者宅を訪問し、指導を行っている。 ・「周辺の営農条件に著しい支障が生じる場合」は、農地法に基づき必要な措置を命ずることができるが、周辺に農地が無い当該地の場合は強制力のある法的な対応は難しい。 ・農地の適正管理については、農地法に基づき今後も継続して指導するとともに、強制力を持った対応策については、国の動向を注視しながら検討していきたい。
6	地域内道路の安全確保について ・幸町交差点から「スーパーオオタニ」東までの楡木街道は、交通量も多く幅員も狭いため、二輪車や歩行者（児童・生徒など）にとって、極めて危険である。 ・歩道にある側溝の蓋が凸凹で酷い状態。特に富士見小学校北側からスーパーオオタニ北側にある側溝の蓋の状態が一番酷いと感じる。 ・側溝との間にコンクリートブロックがあるが、夜になると目立ちにくく二輪車などは非常に危ない状態であるため、反射板も必要だと思う。	【市長】 ・楡木街道については、アスファルト舗装の劣化なども見受けられることから、凸凹がある部分の修繕に合わせて、外側線などの路面標示の修繕を行うので、この後すぐに、所管課から連絡させていただく。 ・当該路線については、現時点において拡幅の計画はないが、バス路線でもあり、通勤や通学などに利用されていることから、地域の安全性の向上について、地域の皆様と意見交換をさせていただきたい。

	・この区間の道路拡幅など、抜本的な計画の有無について伺いたい。 (所管課：技術監理課，道路保全課)	○所管課による後日対応 ・自治会代表者と現地で意見交換を行い，歩道内の段差すりつけ等を実施することとした。
7	県道鶴田宝木線(一部未開通)に直結する市道予定線について ・宮の原中学校から東方面に向かう道路は，栃木街道に至るまでに5～6本あるが，どれも道幅が狭いため，車のすれ違いが出来ない状況である。 ・また，県道鶴田宝木線(一部未開通)に直結する16m道路の市道予定線があるが，未だに着工していない。いつ頃完成する見込みなのか伺いたい。 (所管課：技術監理課)	【市長】 ・「宮の原中学校」から東方面に向かう道路については，通学路としても利用されていることから，安全・安心な通行環境の確保に向けて，地域の皆様と意見交換をさせていただきたい。 ・本市においては，地域の安全性を高める手法の1つとして，速度規制と速度抑制対策を組み合わせた「ゾーン30プラス」の拡充を地域の皆様の御理解と御協力のもと，進めているところであり，「ゾーン30プラス」の導入も含め，相談させていただきたい。 ・「都市計画道路3・4・112号鶴田宝木線」に接続が計画されている道路については「鶴田宝木線」の整備を優先的に進めているため，現時点において，工事の着手時期は未定である。 ○所管課による後日対応 ・発言者と意見交換を行い，「ゾーン30プラス」の内容を説明したところ，地元の打合せの際に紹介してくれることとなった。
8	防犯カメラの設置について ・「楡木街道」と「なかよし通り」の交差点にある横断歩道及び，「スーパーオータニ」付近にある横断歩道において，横断する歩行者がいても，一時停止をしない車両が多い状況である。 ・楡木街道は主要道路でもあるため，防犯カメラを設置する	【市長】 ・市の交通安全の取組として，ドライバーへの注意喚起を目的とした「横断者注意」「とびだし注意」等の看板について，地域の方々の御意見を伺いながら設置している。 ・「横断歩道の一時停止の取締り」については，警察の対応となることから，当該区間における管轄の中央警察署（交通捜

	など、市または警察が、責任をもって対策していただきたい。 (所管課：生活安心課)	査課)に要望内容を伝えたところ、警察からは、取り締まりの実施に向けて、具体的な場所や時間等について地域の方と直接お話ししたいとのことなので、中央警察署への御連絡をお願いします。
9	都市計画道路について ・富士見小学校と中央公園の間に都市計画道路があるが、以前、都市計画道路には、家が建てられないと伺った。 ・一部で住宅地造成が行われているが、問題ないのか伺いたい。 (所管課：都市計画課)	【市長】 ・昭和通りから鶴田第2土地区画整理事業地内を結ぶ計画中の都市計画道路については、将来の事業の円滑な施工を確保するため、建築物の制限を行っているところである。 ・都市計画道路の計画区域内において住宅などを建築する際は、容易に移転等できるような木造2階建などに限り建築できる。
10	ゴミの分別収集について ・ごみ出しの分別ルールを守らない人が多い。 ・ルールを守らないゴミについては、ごみの開封調査を実施し、指導していく考えはないか。 (所管課：ごみ減量課)	【市長】 ・本市においても事業系ごみが、ごみステーションに排出されている場合は、開封調査を実施している。 ・家庭ごみの開封調査の実施については、プライバシー保護の観点から、疑義などもあるため、実施を控えている。 ・排出ルールの徹底を図っているが、不法投棄に該当の恐れがある場合は個別に対応しているので、ごみ減量課に御相談いただきたい。
11	鶴田町の空き家・空き地対策について ・鶴田東原東部自治会には、空き家・空き地が点在しており、空き家には空き巣が発生していることから、行政による防止支援策について伺う。 ・また、空き地には雑草が繁茂することから、所有者に対する行政からの指導・助言等について伺う。 (所管課：生活安心課)	【市長】 ・本市では、相談が寄せられた空き家や空き地について現地調査を行い、管理不全な状態である場合は法や条例に基づき、所有者に対して指導等を行い、適正な管理を促している。 ・空き家に係る防犯対策としては、所有者に指導等の通知を送る際に、栃木県警察本部生活安全企画課から提供された、空き家対象の泥棒被害を注意喚起するチラシを同封している。

		・今年８月から募集を開始した「宮を守り隊」による「ながら見守り」などの防犯活動を促進し，地域における「見守りの目」を増やすことで，犯罪の起きにくい環境づくりを推進していく。 ・また，空き家や空き地に雑草が繁茂しているなどの管理不全な状態については，所有者に対して草刈りなどの指導や助言等を実施いたしますので，個別の案件については生活安心課へ気軽にご相談していただきたい。
--	--	--

◇当日意見

No.	意見の概要	回答の概要
1	敬老会の今後の在り方について ・高齢者は、健康に敬老の日を迎える敬老会を楽しみとして、自治会に参加している状況である。 ・高齢者等の負担軽減に対する支援補助制度も考えていただいているが、加入率を考えると、敬老会の取組がなければ、自治会に加入している意味がないと考える高齢者も多く、苦労している。 ・記念品の贈呈をやめるという方向性のようなが、別の物を配る方向で検討してほしい。 (所管課：高齢福祉課)	【市長】 ・敬老会について、各自治会からも「継続が難しい」「担当者が減少し維持できない」という話がある。 ・敬老会の主旨は、この社会を作っていただいた高齢者の方々を、みんなで敬い、御長寿をお祝いするというものであり、このことから逸脱している地域がいくつか見受けられたことから、今年度、見直しを行っている。 ・今年中に皆さんと議論し、より良い敬老会、継続できる負担のないやり方ができればと思っていることから御理解いただきたい。
2	道路の私有地部分について ・自宅は角地になっており、車両曲がりやすいよう下げて家を建てたことにより、私有地の一部が道路になっている ・道路になっている私有地を市に買い取ってほしい。 (所管課：道路管理課)	【市長】 ・現場確認を行い、所管課で対応を行っていく。 ○所管課による後日対応 ・未登記道路整理事業については、寄附に基づき行っている旨を説明し了承。